2015. No1503

発行/松戸市 編集/財務部税制課 〒271-8588 松戸市根本387-5 **☎**047−366−7321 **№** 047−360−1300 URL http://www.city.matsudo.chiba.jp/



住んでよいまちをめざして住んでよいまち

松戸花火大会」

広報

松戸市小中学生観光絵画展 松戸市長賞受賞作品



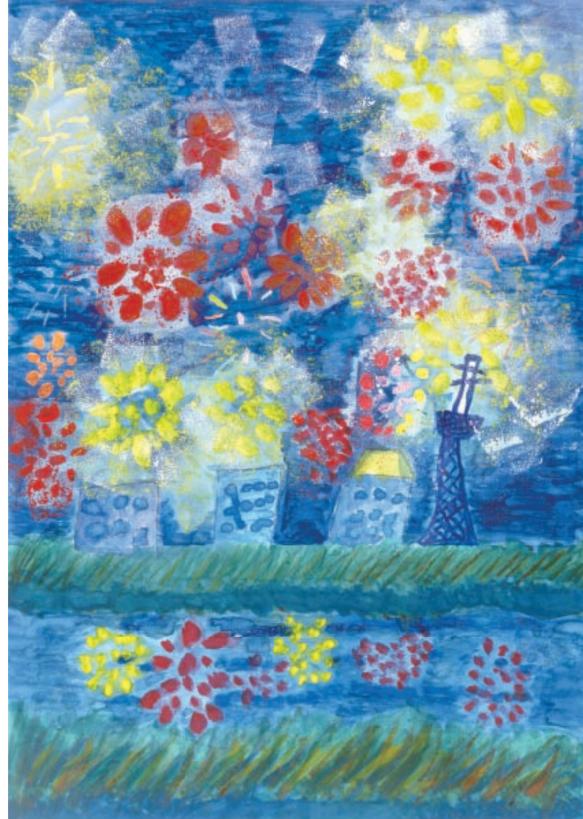
中 **木** * 部 **小** ラララ 校 理s 緒さん 2 年

軽自動車税 …………6

● 市税の納期内納付にご協力を ………7

●中学生の税についての作文 ………8

市税1万円の使いみち ………6



についてまとめたものです。 ●市民税・県民税の申告について ……2~3 松戸税務署からのお知らせ ……3 ● 固定資産税・都市計画税 ………4~5

このまち・松戸 あなたの税が いきています

さまざまな事業や施策に要する費 充実、商工業や農業の振興など、 園などの整備、消防・防災対策の スポーツの振興、道路・河川・公 策や保健衛生の充実、教育・文化・ 市が行う社会福祉の充実、ごみ対 市民生活を豊かにするために さんに納めていただいた市税

重な財源としての市税のあらまし 用に充てられています。 この税特集号は、このような貴

いいえ ----

収入に給与所得がありますか?

ですか?

給与所得以外にも所得

がありますか?

税務署に所得税の

確定申告書を提出

2

3

*

しますか?

公的年金等収入のみ

申告書はご自分で作成して、提出は便利な郵送をご利用ください

はい -

勤務先から松戸市に給与支払報告

(不明な人は勤務先でご確認ください)

2

①に該当する人…松戸市に申告する必要があります。

②に該当する人…松戸市に申告する必要はありません。

③に該当する人…原則、松戸市に申告する必要はありません(※)。

※公的年金等の収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は所 得税の確定申告が不要ですが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控 除(社会保険料控除等)以外の控除(生命保険料控除、医療費控除等)の適用を 個人市民税・県民税で受ける場合には申告が必要です。また、公的年金以外の所

書が提出されていますか?

平成26年中に収入

はありましたか?

申告が必要な人

【スタート】

(1)

がありましたか?

平成27年1月1日現在、松

戸市に住所または事業所等

個人市民税・県民税はかかりません

が、国民健康保険料や介護保険料の 基礎資料・非課税証明書の発行資料

っていて、扶養者がすでに申告してい

となりますので申告してください。 ただし、同一世帯の親族の扶養に入

る場合は申告の必要はありません。

問 市民税課(個人)☎366-7322 (法人)☎366-7136

™ mcshiminzei@citv.matsudo.chiba.ip

申告受付会場

受付会場 … 市役所本館2階 大会議室・各市民センター等 (受付日は3ページをご覧ください)

受付時間 … 9時~11時30分/13時~16時30分

1階またはエレベーター等が設置されている会場

- ●市役所 本館2階 大会議室 (階段昇降機・エレベーターあり)
- 常盤平市民センター 1 階
- ●小金原市民センター 2階(エレベーターあり)
- ●六実市民センター 2階(エレベーターあり)
- ●小金保健福祉センター 3階(エレベーターあり)

個人市民税・県民税の申告書は、 を財産の を申告が不要だった人、前年に会 を申告が不要だった人、前年に会 を申告が不要だった人、前年に会 をした人へ郵送しています。 所・申告会場に備えてあります。

個 人市民税・県民税の概要

由とし一 なお、個人県民税は個人市民税年間の所得を基に計算されます。個人に課税される税金で、前年 して県へ送られています。一緒に納めていただき、市を経なお、個人県民税は個人市民税 1 戸 現在、市の個

公的

ることは原則ありません。ので、市町村により税率が定められています*個人市民税・県民税は地方税法 人市民税・県民税の申告書

松戸市に居住してい個人市民税は、毎年1

る月

でも、申告が必要になる可能性申告書が郵送されて来ない場合 不要かご確認ください。(左上図)を基に申告が必要かがあります。「申告が必要な人」

申告に必要なもの

年金 や国民年金等社会保険料の金等の源泉徴収票、国民健青、給与所得の源泉徴収票、 長期損害保険料 生命保険料の

記入して、押印の上、右記。申告書に氏名・住所・連、郵送による申告をお勧め、

郵送による申告受付

で、「〒271-8588松戸市役所市で、「〒271-8588松戸市役所市の「申告に必要なもの」を同封しい。で、「申告に必要なもの」を同封しいます。申告書に「「 るため、毎年、 同封してください。
所・氏名を記入した返信用封筒を えが必要な人は、切手を貼り民税課」へ送付してください。 絡先を記入して、 します。 申告書には必ず連絡先を記入し

らせ」をご確認ください にある「松戸税務署からのお 詳細については、 の提出先は税務署となります。 てください。なお、確定申告書 3ページ 下段

民税にかかる主な税制改正平成27年度個人市民税・県

個人市民税・県民税における住宅ローン控除(※)の適用期間が宅ローン控除(※)の適用期間が平成29年12月31日の人につ居住開始年月日が、平成26年4月居住開始年月日が、平成26年4月居住開始年月日が、平成26年4月日〜平成29年12月3日の人については個人市民税・県民税における住地の大阪では、東民税における住地の大阪では、東民税における住地の大阪では、東民税における住地の大阪では、東民税における住地の大阪では、東民税における住地の大阪では、東民税における住地の大阪では、東民税における住地の大阪では、東民税における。 ●住宅ローン控除の延長・拡チ 個人市民税・県民税における住 個人市民税・県民税における住 が、/ 生での4年間延 なかった金額がある場合は、で、所得税において控除しき 借所 入金等特別控除) 住宅 口 1 を受けた・ 減税 住 翌れ人宅

上場株式等の譲渡所得等に係る税率

平成25年分まで

3%

平成26年分から

15%

5%

得がある場合にも申告が必要です。

表1 住宅ローン控除の延長・拡充

住宅購入時の消費税率が8%または10%である場合の 金額であり、それ以外の場合における控除限度額は現行どおりになります。 28年度より、 人市民

成

特別徴収の推進に うい

千葉県および県内全市町 税・日村で 県は

銀行等の

医療費控除

願いします。 の総与からの特別徴収(引き 民税の給与からの特別徴収(引き

市民税 (市民税1.8%、 (市民税3% 県民税 県民税1.2%) 県民税2%) ト場株式等の配当等に係る税率

所得税

個人

表2

申告分離課税

20 工物が以みの配当みに示る优平							
区分		平成25年分まで	平成26年分から				
	所得税	7%	15%				
申告分離課税	個人 市民税 県民税	3% (市民税1.8%、 県民税1.2%)	5% (市民税3%、 県民税2%)				
	所得税	累進課税					
総合課税	個人 市民税 県民税	10% (市民税6%県民税4%)					

パート収入金額	所得税	個人市民税·	夫・妻の所得から(参考)			
八一下収入並領	川侍忧	県民税	配偶者控除	配偶者 特別控除		
100万円以下 (所得35万円以下)	かからない	かからない	受けられる	受けられない		
100万円超 (所得35万円超)~ 103万円以下 (所得38万円以下)	かからない	かかる	受けられる	受けられない		
103万円超 (所得38万円超)~ 141万円未満 (所得76万円未満)	かかる	かかる	受けられない	受けられる		
141万円以上 (所得76万円以上)	かかる	かかる	受けられない	受けられない		

パート収入の非課税限度額パート収入の非課税限度額パート収入は、通常給与所得となります。給与所得は、パート収入が百万円以下の場合は、個人市民税・県民税は、課税されません。また、百三万円以下の場合は、は、その人の配偶者は配偶者控配の所得の非課税限度額と配偶者控を受けることができます。配偶者を受けることができます。配偶者を受けることができます。配偶者を受けることができます。配偶者特別控除の関係は左記の表のとおりです。

● たけが等により高額の医療費を をけられ、所得税額や個人市民 受けられ、所得税額や個人市民 受けられ、所得税額や個人市民 税・県民税額が軽減される場合 があります。 「毎年1年間(1月1日~12月1日~12月1日~12月1日~12月1日~12月1日~12月1日~12月1日~12月1日~12月1日~12月1日~12月1日~12日1日)に支払った医療費から生命 保険などの給付金や高額療養費 の支給などで補てんされる金額 を差し引いた額が、10万円また を差し引いた額が、10万円また を差し引いた額が、10万円また を差し引いた額が、10万円また を差し引いた額が、10万円また を差し引いた場合(上限二 納税者本人やその 家族 医療費を

2月16日(月)~3月16日(月)

11時30分/13時~16時30分

書の受け付けのみを行い、所得税の確定申告 書の作成は行いません。ダイエー松戸西口店6階の確定申告書作成会場をご利用ください。

各会場での受付日(○印が実施日)

※土・日曜日の受け付けは行っていません。

期日				i	2	月									3		月				
会 場	16 (月)	17 (火)	18 (水)	19 (木)	20 (金)	23 (月)	24 (火)	25 (水)	26 (木)	27 (金)	2 (月)	3 (火)	4 (水)	5 (木)	6 (金)	9 (月)	10 (火)	11 (水)	12 (木)	13 (金)	16 (月)
市役所本館2階大会議室	0	0	0	0	0	0	\bigcirc	0	0	0	0	\circ	\bigcirc	0	0	0	0	\bigcirc	\bigcirc	\circ	\circ
常盤平市民センター1階	_	0	0	0	0	_	\circ	0	0	0	_	0	\circ	0	0	_	0	0	0	0	_
新松戸市民センター2階	0	0	_	0	0	0	\circ	_	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0
小金原市民センター2階	0	0	0	0	_	0	\circ	0	0	_	0	0	0	0	_	0	0	0	0	_	0
六実市民センター2階	0	0	0	_	0	0	0	0	_	0	0	0	0	_	0	0	0	0	_	0	0
小金保健福祉センター3階	0	_	0	0	0	0	_	0	0	0	0	_	0	0	0	0	_	0	0	0	0
東部支所2階	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢切支所2階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	_			_	_	_		_	_	_

※馬橋支所は会場の都合により受け付けを行っていません。

④所得税、介護保険料、国民健康 引けなくなった場合 が転出・死亡した場合 ②特別徴収されている年金受給

計額が特別徴収対象年金の支払、保険料、個人市民税・県民税の合保険料および後期高齢者医療保生所得税、介護保険料、国民健康 納税通知書発送後に年税額が変 額を超える場合 なった場合や、 公的 年金等

税、介護保険料、国民健康で当該年度の特別徴収税額がでかけ八万円未満の人 初日 ①老齢基礎年金等の給付額 歳以上の人が対象となります。 受けた人で、 の対象となりません。 礎年金等の支払いを受けて ●対象となる人 ただし、 を控除した後の老齢基礎年金料および後期高齢者医療保険、税、介護保険料、国民健康保 前年中に公的年金等の支払 の給付額を超える人 (4月1日) にお 次の場合には特別徴 1日)において老齢4、特別徴収する年度の公的年金等の支払いた 即基礎年金等智医療保険料質民健康保険 いる 0) 年 額 収 65 基のを

④松戸市の介護保険料が年金から所を有しない人 月1日以後引き続き松戸市に住 3当該年度の初日の属する年の1 引き落としされていな ない人

額・法人税額により区分した「法れる「均等割」と、資本金等の金等の額・従業者数により区分さ

人税割」からなります。原則とし

また、

事業年度が6カ月を

0)

法人税

(予定)

法人に課税します。

内容は、

資本

事業所を有する

法

人市民税

ださい。

ついては、別途徴収されます。得にかかる個人市民税・県民税に給与所得等、公的年金等以外の所出した個人市民税・県民税です。 ①特別徴収されている年金の支給●年金特別徴収が停止になる場合 ●対象となる税額 公的年金等にか かる所得から ます。 2カ月以内に確定申告をして納めて、事業年度終了の日の翌日から 額により、 をする必要があります額により、中間(予定 超える法人は前事業年度

法人の区分 均等割額 平成26 平成26 年 9 月 年10月 30日以 1日以後 資本金等 市内の (年額) の額 前に開に開まる事業年度 50人以下 5万円 1千万円 以下 50人超 12万円 円以下(分 50人以下 13万円 割法人においては 1億円以下 50人超 15万円 12.3% 9.7% 50人以下 16万円 O億円以下 50人超 40万円 上記に掲げる 14.7% 12.1% 法人以外 50人以下 41万円 10億円超 50億円以下 50人超 175万円 ※資本金等の額は、資本金の額また

合計額です。

提

示を省

を受けなくなった場合

者

公的年金からの特別徴収(引き落とし)の例

収するものとされています。

(引き落とし) の

		.,,	1733 124 174 (.	5,0,0	0,000		な		
◆ 特別徴収の対象税額と徴収方法(初年度)									
徴収方法	普通征	数収(自分で	で納付)	特別徴収(引き落とし)					
徴収月		1期(6月末)	2期(8月末)	10月	12月	2月	場		
税額		3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円	合		
	年税額の4分の1ずつ 年税額の6分の1ずつ] '		
▲ 前年度が特別徴収だった人(2年度日以降)									

	牛稅額	頃の4分の	年税額の6分の1ずつ						
◆ 前年度が特別徴収だった人(2年度目以降)									
徴収方法	特別	引徴収(仮徴	如(以)	特別徴収(本徴収)					
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月			
	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円			
税額	前年	度2月と同	じ額	年税額から仮徴収した額を 控除した額の3分の1ずつ					

※公的年金等に係る年税額が12,000円で、次年度も同額の場合。

●平成24年分の課税売上宮税は、3月31日/火まで●個人事業者の消費税の由

申告と納

万円を超える人、平成25年1月 1日から6月30日までの課税売 上高(または給与等支払額)が 一千万円を超える人、または消 費税課税事業者選択届出書を提 出している人は消費税の申告が 必要です。

略できます。 e-Taxのメリット

②還付金を早く受け取ることがで 書便で送付してください該当しますので、郵便また、郵便また、 きます。 ※詳しくは、 ジ (風 http://www.nta.go.jp)ジ (風 http://www.nta.go.jp) 脱庁ホ 1 ム ~

は信に ○消費税の振替日…4月23日休○所得税の振替日…4月20日別 ₹ 機関へ 松戸税務署四 271 8 5 3

50人以下

50人超

50億円超

便または

出

る人

市小根本53の3

(代表)

41万円

300万円

納税は便利な振替納税で

用ください。

税は、

便利な振替納税をご利

松戸西口店6階 岩瀬こ線橋 松戸駅 【交通】JR線・新京成線「松戸駅」西口から徒歩5分 【所在地】松戸市根本4の2

申告書等を作成できます国税庁ホームページで

れる際は、偽税理士にご注意く申告書の作成を税理士に依頼さ

ことができます。 緒に郵送等で提出してください。 を添付して、そのまま送 成した申告書データに電子 また、e-Taxを利用すれ を一定程を一定程代表 信する日証明 ます。 「類と一

をご利用ください。

ため、ご来場の際は公共交通機定申告書作成会場」はありませ定申告書作成会場」はありませ場合は受け付けています(土・場合は受け付けています(土・場配り、祝日を除く)。

提出はお早めに申告書はご自分で作 お知ら 成 所得税 し 3月 の 16

め、駐車台数が制限されていま ※市役所本庁舎は柱補強工事中のた

税・

等受給者の納

引き落とし)の方法によって徴、、老齢基礎年金等から特別徴収・県民税徴収の効率化を図るたら解表の納税の便宜や個人市民・県民税については、公的年金公・県民税については、公的年金の場合の方法によって、

であらかじめご了承ください 大変な混雑が予想されますの やむを得ず車で来庁する場合 機関をご利用ください

ています。ご来場の際は公共交通各会場とも駐車場の台数が限られ

方法について市民税・県民税の徴公的年金等にかかる個

徴個

収人

からの特別徴収税額が変更に

●開設期間 3月16日/月まで ※土・日曜日、祝日を除きますが、 ※土・日曜日、祝日を除きますが、 ●相談受付 9時~16時(提出の みの場合は17時まで) みの場合は17時まで) なの場合は17時まで) の場合は17時まで) ため、ご自宅で国税庁ホーム ため、ご自宅で国税によす。 戸西口店6階』に開設します申告書作成会場を『ダイエー松税・贈与税・個人消費税の確定所得税および復興特別所得 戸申税所

告書の控えに受付印が必要な人 切手を貼った返信用封筒を同封 は、控えもボールペンで記入し、 を記入してください。また、 してください。 封筒の裏面に、住所・氏名 申

3

3% (制限税率0.3%)

固定資産税課 ☎366-7323

なり、

その固定資産の所在する市

町村に納める税金です。

を所有している人が納税義務者と固定資産(土地・家屋・償却資産)固定資産税は、1月1日現在で

在で、

価 替 え

までの六カ月の間、 認められる場合、下落を反映させ は、平成26年1月1日~7月1日 て平成27年度の価格を決定します。 ます。このことを「評価替え」と ただし、土地(宅地)について 固定資産の 評価の見直しを行い 地価の下落が

●地目 り評価します。 地目別に定められた評価方法によ「固定資産評価基準」に基づき、 地目とは、 宅地・田 ٠

土

評価は地方税法に定める

当する土地はありません。固定資戸市では鉱泉地・牧場・原野に該び雑種地をいいます。ただし、松地・池沼・山林・牧場・原野およ (賦課期日)の利用状況(現況地の地目にかかわりなく、1月1日産税の評価上の地目は、登記簿上 畑・鉱泉

(III http://www.sonicweb-asp.jp/ついては市のホームページ

●課税標準額
ス」内で公開しています。 matsudo/)「地図情報提供サービ

地方税法の定めにより、

・小規模住宅用地以外の住宅用地・小規模住宅用地といいます。たとえば、三百平方ばの住宅用地であれば、三百平方ば分が小規模住宅用地といいます。ため、

地等については上昇、商業地等の課税標準額を上限として、住宅用される場合の課税標準額は、本則また、税負担の調整措置が適用 たは引き下げとなることもありま宅地については上昇、商業地等の地等については上昇、商業地等の課税標準額を上限として、住宅用

地積積

崮

定資産

記されている地積によります。地積は、原則として登記簿に ●価格 (評価額) 原則として登記簿に登

た正常売買価格を基礎として決定 します。 づき、売買実例価額を基に算定し ●路線価等の公開 価格は、固定資産評価基準に基

ます。 口・奥行・形状等)に応じて求めづいてそれぞれの宅地の状況(間宅地の価格は、この路線価に基 あたりの価格をいいます。 に面した標準的な宅地の一平方灯 礎となる価格で、具体的には道路宅地の価格を決定するうえで基

標準宅地とは

応じて求められます。幅員や公共施設からの距離などに な道路の路線価を基にして道路のその他の道路については、主要 の七割を基にして求められます。準宅地についての地価公示価格等主要な道路の路線価は、この標 接した標準的な宅地をいいます。市内の地域ごとの主要な道路に

・小規模住宅用地 一般住宅用地 では価格の六分の一の額と では価格の六分の一の額と では価格の六分の一の額と

本則課税標準額となります。
は、課税標準の特例が設けられて
は、課税標準の特例が設けられて
なりますが、住宅用地等について

する特例措置があります(都市 一般住宅用地の課税標準額につ 宅用地となります。 いては、価格の三分の一の額と 画税の特例率は三分の二)

0

(本来の課税標準額)

価格(×特例率)=本則課税標準額

まだ本来の ないんだね

課税標準額では

納税通知書

固

定

税

Q &

住宅用地に対する課税標準の特

百平方㍍を超える場合は住宅一・二百平方㍍以下の住宅用地(1 する必要から、その面積の広さに住宅用地は、税負担を特に軽減 戸あたり二百平方景までの部分) 扱います。

ず、その事業のために用いるこ ●申告について **具・備品など)をいいます。** ができる資産(構築物、機械、

地方税法の規定により、平成27年1月(賦課期日)現在、登記簿に対して全額課税することになって対して全額課税することになって対して全額課税することになって対して全額課税することになって対して全額課税することが多く行われています(家屋の売買があったものです。このような場合、売り主と買い主との間で契約書等によって取り決めることが多く行われています(家屋の取り扱いとなります)。

を小規模住宅用地といいます。

である場合も償却資産としての所有し、エレベーターが設置されている建物は、その動力設備れている建物は、その動力設備がまた、敷地としての変電設備、また、敷地としての変電設備がある場合をできます。 評価のしくみ申告対象となります。

年数に応ずる減価率を基本とし年月を基準として、各資産の耐 づき、資産の取得価額および取定める「固定資産評価基準」に関助資産の評価は、地方税法 て用得基に

②併用住宅 面積に対する居住部分の割合 四分の一以上あるもの)の動 に供する家屋のうち、 の居住の

土地とは、その住宅を維持し、一住宅の敷地の用に供されているた面積に相当する土地一定の率を乗じて得た面積に相当する土地一定の率を乗じて得た一定の率を乗じて一定の率を乗じて一定の率を乗じて一定の率を乗じて一定の率を一定の率< またはその効用を果たすために 使用されている一画地をいいま 付りにおいて新たに住宅の建築 が予定されている土地、あるい は住宅が建築されつつある土地 は、特例が適用されません。た は、特別が適用されません。た と は、特例が適用されません。た は住宅が建築されつつある土地 が予定されている土地、あるい が予定されている土地、のるい については、 定の要件を満たすと認める十 住宅用地として 得十の地が床用 取地 る

償却資産

A 平成27年度の固定資産税は

法の規定により、平成27年 Aさん」に課税されます。

全年12月に自己所有地の売買契 移転登記を済ませました。平成27 移転登記を済ませました。平成27 を締結し、平成27年1月10日に のでの所有権 は買い主の「Aさん」は平成28

償却資産は、 ので、法人・個人事業者を問 土地・家屋以外 器と わの

を1月31日までに申告してくださ毎年1月1日現在の資産所有状況貸し付けているものを含む)は、貸し付けているものを含む)は、

0

るものです。 年度の固定資産税の課税対象とな 年度の固定資産税の課税対象とな に取り壊された家屋も1月1日に に取り壊された家屋も1月1日に ています。なぜでしょうか。度の固定資産税の課税対象となった家屋についても、平成27年の1月20日に取り壊し れます。固定資産を課税対象として課税さ 課期日)現在に所在している固定資産税は、1月1日(賦

市計画税

都市計画税は都市計画事業、ま お市計画事業とは都市計画施設 ※都市計画事業とは都市計画施設 の整備に関する事業および市街 の整備に関する事業および市街 の整備に関する事業および市街

家

査し、 屋の間取りや仕上げ材料などを調 り価格を求めます。市の職員が家木造と木造以外の家屋の区分によ して評価します。 「経年減点補正率基準表」を適用 固定資産評価基準」に基づき、 建築後の経過年数による 価は地方税 法に定める

※証明書=建築士等が証明する指
あることの証明書(※)が必要

手続き

定の書類

●新築住宅に対する固定資産税の

り居住面積百二十平方に相当分ま の住宅の固定資産税額(一戸あたたす場合、新築後一定の期間、そ 等の居住用家屋は、次の要件を満 れた住宅・アパート・マンション 平成28年3月31日までに新築さ の二分の一の額を減額します。

●認定長期優良住宅を新築した場 住宅は、一 居住面積が五十平方沿 以上二百八十平方景以下 戸あたり四十平方 (貸家共

額(二戸あたり百二十平方)が相当年度)、その住宅の固定資産税建以上の中高層耐火住宅等は七 した場合、 分まで)の二分の|の額を減額しま 宅で平成28年3月31日までに新築 長期優良住宅の認定を受けた住 合の固定資産税の減額措置 新築後五年度分(三階

付して固定資産税課に提出してく に申告書に認定通知書の たさい。 新築された翌年の1月 写しを添 31日まで

固定資産税の減額措置が受けらい既存住宅を耐震改修した場合、 れます

(一戸あたり百二十平方に相当分場合、その住宅の固定資産税額件を満たす耐震改修工事を行った件を満たす耐震改修工事を行ったの要のは、次の①から③までの要のがある。 まで)を翌年度に限り、

③耐震基準に適合した改修工事で ②耐震改修の費用が一 和56年6月施行)に適合する①建築基準法の現行耐震基準 震改修であること 十万円超であること)に適合する耐行耐震基準(昭 戸あたり

申告書に必要書類を添付して、 ●高齢者等の居住する既存住宅を 定資産税課に提出してください。 定資産税の減額措置が受けられバリアフリー改修した場合、固 改修工事完了後、三カ月以内に 古

D

Ш

平成28年3月31日までに要件Bのする次の要件Aに該当する住宅で、平成19年1月1日以前から所在ます 三分の一の額を減額します。方が相当分まで)を翌年度に限り、 の固定資産税額 改修工事を行った場合、その住宅 (一戸あたり百平

A=①六十五歳以上の人②要介護 れかが居住する住宅(賃貸住 記定または要支援認定を受け 宅を除く)

В 円超であること

申告書に必要書類を添付して固定改修工事完了後、三カ月以内に手続き 資産税課に提出してくださ 0,1

する住宅(賃貸住宅を除く)で、平成20年1月1日以前から所在れます 平成28年3月31日までに要件Cお ●既存住宅を省エネ改修した場合・ (賃貸住宅を除く)で、年1月1日以前から所在

Dを満たす改修工事を行

Ħ. の額を減額します。

C=①窓の断熱改修工事(二重4 事で改修工事の費用が一戸あれかに該当する省エネ改修工事(②~④ と併せて行う)のいずれかに該当する省エネ改修工の断熱工事(②~④ たり五十万円超であること。

こと に適合した省エネ改修である

が証明する指定の書類)が必要であることの証明書(建築士等、省エネ基準に適合した改修工事 です。

手続き

資産税課に提出してください 改修工事完了後、三カ月以内に 分まで)を翌年度に限り、 額(一戸あたり百二十平方於相当った場合、その住宅の固定資産税

建築基準法の現行省エネ基準

申告書に必要書類を添付して固定

三分の

場合の手続きについて 納税者に相続が発生した

を申出いただき、納税することに 1日(賦課期日)現在に死亡して 1日(賦課期日)現在に死亡して では土地・家屋補充課税台帳に または土地・家屋補充課税台帳に または土地・家屋の所有者として登記

では、引き落としができなくなの相続のお手続きの状況によっの相続のお手続きの状況によっと、強相続人ご自身が口座振替によ ることがありますのでご注意く

固定資産の縦覧

他の土地・家屋の価格とを比較す己の土地・家屋の価格と、市内の覧とは、固定資産税の納税者が自覧とは、固定資産税の納税者が自 ることができる制度です。

縦覧期間

祝日を除く8時30分~17時)

※縦覧の際は、本人確認できるもの※縦覧の際は、本人確認できるもの(7ページ下段を参照)を持参してください。法人の場合は代表者印の者印を持参、または代表者印の書中を持参、または代表者印の場合は代表を任者の押印が必要です。

れている「課税資産の内訳」でについては、納税通知書に綴ら※自己所有の固定資産の課税内容 確認できます。

なります。

また、未登記できた。産税課までご連絡ください。固定資 市外で死亡届を提出した場合は、出した人に送付しています。松戸申出書は、松戸市に死亡届を提

(固定資産評価補助員証を持った職員が伺います)

○土地調査 …… 地方税法の規定に基づき利用状況などの調査を行っ ていますので、ご協力ください。

○家屋調査……家屋の評価額を算出するには、家屋内部を拝見し、 仕上げ材料などを調査する必要があります。

なお、建築関係書類の用意をお願いしますので、ご

ては固定資産税課までご連絡くだ要となります。手続き方法についる場合は、所有者変更手続きが必また、未登記家屋を所有してい

協力ください。

●お願い ●お願い ・本成27年度の納税通知書 ・会はお早めにご連絡くだ ・会はお早めにご連絡くだ ・会はお早めにご連絡くだ

税制改正大綱について平成27年度

平成26年12月30日に税制改正の内容をまとめた税制改正大綱が発表されました。固定資産税に関する主なものとして、次の三点が示されています。 今後は、これらの改正内容が法 今後は、これらの改正内容が法です。

①空家等対策の推進に関する特別 措置法に基づく必要な措置の勧 告の対象となった特定空家等に 係る土地について、住宅用地に 係る固定資産税及び都市計画税 の課税標準の特例措置の対象か ら除外する措置を講ずる。 の開に直接供する家屋及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 で形及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 で手定のに限る。)に係る固定資産税及び都市計画税については、総務省とする措置を済事業の事業、居宅訪問型保育事業の明に供されていないものに限る。)に係る固定資いものに限る。)に係る固定資いものに限る。)に係る固定資いものに限る。)に係る固定資いものに限る。)に係る固定資いが表述では、総務省および相対の対象が表述を表示の取り扱い等詳細を発定空家等の取り扱い等詳細を通省で協議されることとなっています。

6

名義変更などの手続きはお早めに

問 税制課 ☎366-7321

理番号・被害年月日 **廃車手続きの際に必要な事項** 所で廃車手続きの際に必要な事項 りです。野田・習志野ナンバーの手 続きする場所は、下記の表のとお続きについて必要なものおよび手軽自動車等の登録・廃車・変更手 自動車検査協会にお問い合わ続きについては、千葉運輸支局・

の手続き後、税制課または各支にあった場合は、警察署へ盗難届認するようお願いします。 本人が直接手続きをしてくださを防止するためにも、できるだけ の例が多くなっています。トラブル 続きがされたか書類を本人で確 が送付された』『届かなかった』等続きを忘れたため『納税通知書降も課税の対象になります。手 がされていないと、平成 でに手続きしてください。手続き 廃車・名義変更等は4月 きを忘れたこう。」はも課税の対象になります。それを記れる。日本成27年度に 第三者に依 頼した場合は、 1日 手 手以

変更の手続きをお忘れなく 軽自動車等の廃車、名義変更、 住所

られる場合があります。お問い合、申請により税の減免を受け合、申請により税の減免を受け合、申請により税の減免を受けのが、申・通勤・通学・通院など)の事・通勤・通学・通院など)の 合、 合わせください。

書が届かない人は、早めに連終11日月発送予定です。納税通平成27年度の納税通知書は5平成27年度の納税通知書は5 通知書)で納めてください。6月1日川までに納付書(兼納税の方法 通知書)で納る てください。 『発送予定です。納税通知1年度の納税通知書は5月 兼 納 絡

登録名義人に、納めていただく税です。 一輪の小型自動車を所有している 転車、軽自動車、小型特殊自動動車税は、4月1日現在に原動 税は、4月1日現在に原

軽 自 動 車 税

軽自動車等の登録・廃車・変更手続きについて

松戸市ナンバー(原動機付自転車・小型特殊自動車)

●手続きに来る方の**本人確認できるもの**(7ページ下段を参照)が必要です。

区	分		手続きする場所					
			購 入	販売証明書 認印				
登録	録	市外から	廃車済	廃車申告受付書 認印				
	転入	未廃車 標識(ナンバー プレート)付	市外の標識(ナンバープレート) 標識交付証明書 認印	松戸市役所				
名義変更	譲受け標調	廃車済	廃車申告受付書 譲渡証明書 認印	税制課(本館2階)				
		未廃車 標識(ナンバー プレート)付	標識(ナンバープレート) 標識交付証明書 譲渡証明書 認印	overs a sur				
廃	車							
※標	識(ナン/							

野田·習志野ナンバー(125cc超二輪車・三輪および四輪)

二輪車 (125cc超)	廃車・変更手続き等については、 右記へお問い合わせください	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2023
三輪·四輪	廃車・変更手続き等については、 右記へお問い合わせください	軽自動車検査協会 干葉事務所野田支所 ☎050-3816-3117

市税1万円の使いみち

市では、皆さんが健康で快適に過ごせるように、福祉・教育・健康・道路・住 宅・消防といった市民生活に欠かせない仕事を行っています。これらの仕事 を行う上で必要な財源のうち、市税は歳入予算の約49%を占める最も貴重 なものです。そこで、市税がどのような仕事に使われているかを「市税1万 円の使いみち」として図に表してみました。





236 ₽ (284円)

①民生費 3,281 ฅ (3,276円)

高齢者や障がい者の福祉・保育所の管理・ 生活保護等に

(1,282円)

学校·幼稚園· 公民館·図書館等

教育文化に



税金はいろいろなこと 使われているのね!







道路・公園等都市整備に

広報・選挙・税務等の 仕事・市役所や支所 等の管理運営に



④ 公債費 1,080⊨ (1,151円) 市債の返済に



※平成26年度一般会計予算(9月補正後)の各費目に対する税等一般財源の割合による配分です。 ※カッコ内の数字は、前年度同期のものです。

軽自動車税の税制改正について

軽自動車税の税率が変わります

平成26年度税制改正により、車体課税の見直しがされ軽自動車税の 税率変更が行われました。変更後の税率については、当初下記のとお りでしたが、平成27年度税制改正大綱(平成26年12月30日)により、 軽自動車のグリーン化特例措置による軽減税率を導入すること、原動 機付自転車および二輪車等(表①)に係る新税率の適用開始を1年延 期すること(適用開始:平成27年度⇒平成28年度に延期)の税制改正 が行われる予定です。詳しくは、地方税法の一部改正がされてから 「広報まつど」へ掲載を予定しております。

■ 原動機付自転車および二輪車等

原動機付自転車および二輪車等については、次の税率になります。

	税率 (年額)			
	現行税率	新税率		
	50cc以下	1,000円	2,000円	
西斜搬 44.白丰吉	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	
原動機付自転車	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	
	ミニカー (50cc以下)	2,500円	3,700円	
小刑胜砂卢新市	農耕作業用	1,600円	2,400円	
小型特殊自動車	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円	
小型二輪自動車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円	
軽二輪	250cc超	4,000円	6,000円	

Ⅲ三輪および四輪の軽自動車 (総排気量660cc以下)

三輪および四輪の軽自動車税については、平成27年4月1日以降に新規取得 (新規検査(新車))される軽四輪車等の税率の引き上げと、グリーン化を進める 観点から、新規検査(新車)から13年を経過した軽四輪車等について、平成28年 度課税分から経年車重課(税率の引き上げ)を実施します。

			税率 (年額)					
	車和	重区分	(1) 現行税率	(2) 新税率	(3) 13年経過			
	Ξ	三輪	3,100円	3,900円	4,600円			
	乗	自家用	7,200円	10,800円	12,900円			
四	用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円			
輪	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円			
	用用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円			

- (1)平成27年3月31日までに新規検査(新車)を受けている軽四輪車等は、上記 表の「(1)現行税率」になります(ただし、平成28年度課税分から、上記表の 「(3)13年経過」に該当となる場合があります)。
- (2)平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた(※)軽四輪車等を取 得された場合は、上記表の「(2)新税率」となります。
- (3) 平成28年度課税分から、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13 年を経過した軽四輪車等を所有している場合は、翌年度から上記表の「(3)13 年経過 | の税率となります。
- ※「初めて車両番号の指定を受けた」とあるのは、自動車検査証の「初度検査年 月」を指します。

◎納める期限は

平成27年度市税の納期限

●市民税・県民税 (普通徴収分)

期別

第1期

第2期

第3期

第4期

期別

第1期

第2期

第3期

第4期

期 別

全

インターネット

(モバ

イル)

「口座振替依頼書・解約届

現在振替している金融機

等

を

提

軽自動車税

期

ス利用に対して手数料等がかか 利用手数料など、一部のサービ かりませんが、ATMの時間外 お支払いにあたり、手数料は

2015

限

期

6月30日(火)

8月31日 (月)

11月 2日 (月)

12月28日 (月)

納期限

4月30日(木)

7月31日 金

11月30日 (月)

翌年2月 1日 (月)

納期

限

6月 1日 (月)

固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)

1 2 3 4 5 6 7 1 2 3 4 5 6 6 9 10 11 12 13 14 8 9 10 11 12 13 15 16 17 18 19 20 21 15 16 17 18 19 20 22 23 24 23 36 27 26 22 24 23 38 27 29 30 31

問 収納課 ☎366-7325

加算されます。 処分を受けることになります。 金等)の差し押え、公売などの強制 ら督促状が出されます。そのままに 納期限までに納めないと、市役所か しておくと財産(不動産・給与・預 納期限の翌日から延滞金が 納期内納付にご協力

【取り扱い税目】



BANK

市税取扱金融機関等納付場所

●松戸市 市役所収納課および各支所

◎納める場所は



千葉・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・埼玉りそな・三井住友 常陽・筑波・千葉興業・京葉・東日本・東京スター・群馬

- ●信託銀行 三井住友
- 信用金庫
- 東京ベイ・朝日・東京東・亀有・城北
- ●信用組合 銚子商工
- ●農業協同組合
- とうかつ中央 ●その他
- 商工組合中央金庫,中央労働金庫
- ●全国のゆうちょ銀行および郵便局
- ●下記のコンビニエンスストア

(平成27年1月31日現在)

利用した納付について コンビニ・ペイジ

に納めていただくものです。

税金を

納税者の皆さんに納期内

税を納めることができます。 関のATM・インターネット(モ イル)バンキングを利用して市 コンビニエンスストアや金融機

地・家屋)、固定資産税(償却資 み)、固定資産税・都市計画税(土市民税・県民税(普通徴収分の 【コンビニでお支払いの場合】 バーコードが印字された納付書 軽自動車税

で納付でき、手数料はかかりま

ーを

現金のみの納付となります。 納期限が過ぎてしまった納付書 超える場合は、納付できません。 |納付書一枚につき、三十万円を 取り扱いできません。

☆コミュニティ・ストア ☆サークル K ☆スリーエフ ☆ココストア/エブリワン 利用できるコンビニエンススト アは次の通りです。 / サンクス

1

をご利用ください。

一度手続きす

等へ

翌

市税の納付には便利な口座

振替

☆セイコーマート/スパー -北海道

☆セーブオン ニューヤマザキデイリーストア **/ハセガワストア/タイエ** ストアー /ヤマザキスペ ショップ/ ヤマザキデ

【申し込み方法】

度以降も継続されます。 お出掛けになる必要もなく、 やゆうちょ銀行および郵便局 るだけで、納付のたびに金融機関

せん。

☆ポプラ/ くらしハウス ☆セブン‐イレブン ☆ファミリーマー ☆デイリーヤマザキ/ シャルパートナー

うちょ銀行および郵便局の窓

 \Box

直接お申し込みください。

を記入して、指定の金融機関

「口座振替依頼書」に必要

・事

へゆ項

☆MMK設置店 ☆ローソン ☆ミニストップ エイト/生活彩家

ずお受け取りください。 書」と一緒に「レシー コンビニでのお支払いの 納事故防止のため「領収証 ト」も必 場合は、

知書

[対象税目]

市民税・県民税

(普通徴収分

(償却

領却資 税(土収分の

ATM等でお支払いの場合】 下記ペイジーマークの

応したATMで利用できます。 関・ゆうちょ銀行および郵便局 印字された納付書で、 ます(ペイジーに対応した金融 ンキングを利用して納付ができ のATMのうち、ペイジーに対 松戸市収納代理金融機 松戸市指定金融機関・ インターネット(モバイル)バ

産)、軽自動車税地・家屋)、固定資産税(償み)、固定資産税・都市計画

口座振替の開始】 申し込み日から2カ月以

O

期分から開始となります。 全国のゆうちょ銀行および 【取り扱い金融機関等】 市内に本・支店のある金融 郵 が 機関、

【振替口座の変更・解約】

《変更》

で取り扱います。

ATM等ご利用上のご注意】

機関との契約が必要です)

ださい。 「口座振替依頼書」 新たに指定する金融機 を提出 てく 等

本人確認のお知らせ

各種税証明書等の申請の際に、不正な申請を防止し、市民の皆さん の個人情報を守るため、窓口で申請者の本人確認書類の提示をお願い します。下記のAから1点、お持ちでない場合、Bから2点またはBとCから1 点ずつを持参してください。Cの2点提示は不可です。

- 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)等【官公署 発行の写真付のもの】
- 各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、住民基本 台帳カード(写真なし)等【官公署発行の写真なしのもの】
- 社員証や学生証、診察券、クレジット等のカード類、通帳等【本人の C 名前が確認できるもの】

※申請内容によっては他に書類が必要な場合がありますので、詳細は担当各課にお 問い合わせください。

各 17 時 20 時 (木) ・2月26日休 収納課(市役所新館2 階

局にも備え付けてあります。

(申し込みに必要なもの)

預貯金通帳、

届け出印、

納税

通

融機関・ゆうちょ銀行および

付してあります。また、市内

融機関・ゆうちょ銀行および郵便何してあります。また、市内の金青(軽自動車税を除く)の中に添「口座振替依頼書」は納税通知

◎日時 夜間納税相談窓口の 開設

難となる場合には、お早めに収 課までご相談ください。 などの事由により納期内納付が

難 木

(害・廃業・失職・病気・盗

納税相談のご案内

ません となった場合、再度振替はでき 預貯金残高不足により振替不能 ので、ご注意ください。

[その他]

が

安心・便利です市税の納付は、口座振替

名義への変更、あるいは共有持」固定資産税で共有名義から単独 必要です。 ませんので、新たに申し込みが 分の変更があると自動継続され

[振替方法] 全納払い、

せん。

ます。

ご利用の場合は通信費が

かり

)車検用の軽自動車税納税証明書)納付書に領収印が押されま

6月下旬ごろまでに郵送します。 は、納付確認ができた方には、

日に全額を引き落とします。 ずれかを選択できます。 全納払いは、第一期の納期最終 または各期 別払 13 0

出してください

平成26年度

なんだ)という思いを何度も実感した。特に、施設の職員

の人数に対して利用者であるお年寄りの人数が圧倒的に多

イサービス施設に行くことになった。たった二日間の体験

させる必要がある。それには税が必要不可欠なのだ。そし

護を受けられるように今から少しずつでも社会保障を充実

人は必ず老いる。その時に皆が本当に安心して医療や介

それから間もなくして、私は学校の職場体験で地域のデ

んなに増税が必要なのだろうか?)そんな思いでいっぱい 今以上のやりくりが必要になるのは大きな痛手だった。(そ いから出ていく増税分など微々たる金額だろう。それでも、 りくりして買っている。私の小遣いの額からすれば、小遣

繋いでいくのもまた、税なのだということに…。

介護保険制度において、税は大きな役割を果たしているこ

私はやっと気付いた。今現在の介護の現場を支えている

とに。そして、この介護の現状をより良くして次世代へと

私は少なからずショックだった。私は毎月、決して充分と

に決定いたしました。」

消費税率を来年四月一日から八%に引き上げることを正式

式に決定いたしました。

は言えない額の小遣いの中から、大好きな雑誌や雑貨をや

障の為に使用いたします。_

「増収分は全て、子育て・医療・介護・年金といった社会保

あの日、その後にはこんな言葉が続いていた。

だったが、そのたった二日の間に(これが介護施設の現状

く、職員の人が施設中を動き回り息つく暇もない状態に本

税は、今と未来を繋ぐ大切な架け橋であり、

私達がその架

たる消費税もその一部になるのだと思うと少し誇らしい。 の社会保障を作り支えていくのだ。私の小遣いからの微々 て広く国民全体で担う消費税が、現在の、そしてこれから

中学生の「税についての作文」

松戸市長賞

税金の重要性を知って』 常盤平中学校 3年

里奈さん

半期のGDP(国内総生産)が昨年に比べて「六・八%」 私はテレビのニュース番組で二〇一四年度の第2四

いうことで、その時私はただ単純に税率を上げたため きな政策の流れの中で増税が必要であるのならば、そ 判断してはいけない事と思いました。そして今後、更 簡単に一時的な現象だけを見て国の政策の良し悪しを 要とその反動は一過性であり、長い目で見るとデフレ うな政策を取ってしまったのかと疑問を持ちました。 でせっかく景気が回復してきていると思っていたの に、一気に景気が悪くなってしまったのではと思いま そのために国内の景気が悪くなるのは困りますが、大 するというシナリオであることがわかりました。私は からの脱却が起きて、企業の活力が上昇し景気が回復 新聞やインターネット等で調べてみると、駆け込み需 に、なぜ税金を上げて、消費者の買い控えをさせるよ した。今までは、安倍晋三内閣の政策「アベノミクス」 に消費税を「十%」に上げる事も検討されています。 この原因は4月からの消費税増税後の買い控えだと

もちろん、誰しも税金は少ないほうがいいに決まっ

は利用できるそうです。日本は自分の判断で病院に行 高くはないという事です。福祉国家の北欧は日本より 社会保障を維持するためには、国民の負担が増える事 税金も高く福祉も充実している印象を受けますが具合 が充実することは、誰もが望んでいる事ではないで 介護、子育て支援に使われるという事です。 と思います。 生活が厳しい弱者の救済を確固する事が同時に重要だ ります。だから、収入が少なかったり、大家族など、 消費税は間接税で誰もが否応なしに徴収される事にな もある程度仕方がないかと、私は思います。ただし、 け患者負担は一部だけで残りは国の支出になります。 が悪いとまず病院に電話をし診察する必要がある場合 見て、消費税は社会保障費に充てられ、年金や医療、 もならないと思います。私は財務省のホームページを 高い、高い」と声を上げているだけでは、何の解決に しょうか?諸外国と比較しても日本の消費税は決して 社会保障

要望していく事も国民の大事な責任なのだと思いま の中を実現するために適切に使ってもらえるように、 国民は税金として国に預けた自分のお金をよりよい世 貧しい国々への支援などにも使えるのです。だから、 や存続に大きく関わっていくものだし、もっと言えば 税金は国を支える根幹であり、その使途は国の繁栄 確認する事が大事なんだと思います。ただ、「税金が が皆が納得できる使われ方をしていることをしっかり すから、義務はしっかりと果した上で、納税した税金 ています。しかし、国民の義務として納税があるので

税は未来への投資 松戸市教育委員会委員長賞 小金北中学校 3年

金を多く出費しなければいけないと思い、あまりいい気は 税が八パーセントになるというのは、自分の持っているお 生活するようなことはありませんでした。ですから、消費 して使っているので、税について深く考えたり、意識して と知り、「なぜだろう。」という疑問ばかりが頭に浮かんで しませんでした。また、近々消費税が十パーセントになる もなく、ましてや両親が働いて貯めたお金をおこづかいと になりました。私は税というものをよく理解している訳で いました。 最近になって、消費税が五パーセントから八パーセント

直接税、間接税、国税、地方税というようにさまざまなも のがあり、それぞれに役割がありました。税は日本人が安 大切なものでした。 るためのものでもあり、私たちが生きていく中ではとても 全に暮らすためでもあり、子どもたちが勉強をしやすくす そこで、税に関して少し調べてみました。税の種類は、

もしていないと二十一世紀半ばには二・五人に一人の割合 も日本中がパニック状態に陥ってしまいます。ですが、何 くいくものではありません。無理に人口を増やそうとして この現状は今すぐに解決しようと努力してもなかなかうま 今の日本の現状、それはつまり、「少子高齢化社会」です。

> 経済力が低下していくだけです。 会」が予測されている未来は、働き手の負担が重くなり、 で人口が六十五歳以上の高齢者になってしまい「超高齢社

必要になります。その費用の中心になるのが税金という訳 活や健康で文化的な社会を実現するために、多くの費用が 者になっていくものです。その人たちの老後の安定した生 現在の高齢者のように、一人一人が自分の役目を終え高齢 ここで未来を救う救世主となってくれるのが、税なので 。 現在の働き手としてがんばっている人たちも、

実穂さん

も負担に思っていることも確かだと思います。この事実は ない訳にはいかないのです。では、どうしたらいいか。 理に近いことなのですから。それでも、私たちは税を納め たところで、税を納めることが絶対という以上、それは無 ですが、生活するのに困っている人は、その少しのお金を 消費税の分の少しのお金くらい気にもとめないでしょう。 中に消費税が含まれます。お金を充分に持っている人は、 税が代表的な例です。何かを買うと必ず、出費したお金の しかたのないことです。相手に一方的に負担に思うなと言っ 私たちは、常に税と関わりあって生活しています。消費

れから税に対する考え方を変える必要があるのです。 未来に投資することなのではないでしょうか。私たちはこ 分の未来を豊かなものにするために必要なこと、つまりは 未来を支えています。従って、税を納めるということは自 のではないでしょうか。前にも述べたように、税は日本の のです。「負担」ではなく「未来に投資する」と思えばい その答えは一つです。税に対する考え方を変えることな

職員の数を増やして、職員にとっても利用者にとっても、 より良い環境にする事が出来れば良いのに…。でもそれは 言えるサービスを受ける事が難しいのではないか?もっと 人と人とをつなぐ税金 松戸市教育委員会教育長賞

第四中学校 3年 瑞貴さん

されていたからです。 足の手術にかかった治療費も税金だということを聞か いものだと思っていました。それは、両親から自分の 私は小さい頃から税金は、私たちの生活にかかせな

担でサービスを受けられること。事業所や施設に対し介護

介護保険制度が施行されたこと。利用者は利用料の一割負 要介護者とその家族を社会全体で支える為に二○○○年に 情を調べ多くの事を知った。高齢化・核家族化が進む中で

報酬が支払われること。そして、それらの財源は四○歳以

上の人が支払う介護保険料と、税だということ。

消費税率を来年四月一日から八%に引き上げることを正

ら五%に引き上げられて以来、実に十七年ぶりだ―。 消費税率が五%から八%に引き上げられる日。前回三%か

平成二十六年四月一日。ついにその日がやってきた。そう、

「税という名の架け橋」

簡単ではない…。私は考え込んでしまった。

介護についての無知を痛感した私は、それから介護の実

3 年 長谷川

咲希さん

松戸市議会議

長賞

その半年前の十月、テレビ画面の中で安倍首相がこう言っ

歩いて行くことができたことが本当に嬉しかったの 長の秋に手術をしました。手術後、歩けるようになる を、今でもよく覚えています。 まで四ヵ月ぐらいかかり、小学校の入学式に、自分で した。経過を見ていましたが良くならず、幼稚園の年 私は一ヵ月健診で、先天性股関節脱臼と診断されま

見通して使われていることを知り、すごいなぁと思い たので、見せてもらいました。医師の育成医療意見書 除去、軽減する効果がある場合には、医療費の一部を 万円を超える負担になってしまったことがわかりまし ました。病気を早く治すことは、その子どものために 公費で負担してくれる制度です。私は、税金が将来を ある子どもが手術や治療を受けることにより、障害を のまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患が には、育成医療の申請をしないと私の足の手術は、百 た。育成医療とは、身体に障害のある子ども、又はそ 先日、手術当時の資料を母がとっておいてくれてい

> 来、もっとかかってしまうかもしれない医療費を抑 もちろんなるわけですが、早めに治すことによって将 税金がかかせないものだとわかると思います。 ることができるという考えに基づいていると知ったか

と言うのを聞いて、私は小学生でも税金が身近なも 使われているんだ。やっぱり税金は大切なんだね。」 校で配布された税の資料を一緒に見ていると、 持ってしまうのは、私たちが税について深く考えるこ ともなく、知らなすぎるからだと思います。妹と中学 ます。それなのに税金に対してマイナスイメージを 中学校を卒業するまでに、一人八百六万円も税金が れど、私たちの毎日の生活も税金に支えられてい

ことがとても大切なことなのだと思います。 りに目が行きがちですが、私たちの納める税金が何 ために使われ、どのように役に立っているのかを知 家庭の負担は大きくなり、税金が高いということば 年十月には、十パーセントになるかもしれません。各 そして、税金は人と人とをつなぐ大切なものだ、 今年四月、消費税は八パーセントになりました。 来

優 秀 賞

でどんなものに、どんなふうに使われているかを知

ことができれば、税金が私たちの生活を支えてくれて

いることを、理解できるのだと思いました。

これからの日本のための税金 未来を、町を創る税

税について 税について 自覚と税

け合い、支え合う温かい社会に税金は欠かせないもの たように、自分もまた助けられています。みんなで助 とによって、いろいろな人を助けたり、私がそうであっ 私は思います。直接ではないけれど、税金を納めるこ

税による生活補助

税があることで存在する「幸せ」 私たちのくらしと税金について 広い税へ

税を納める意味 税金で守る子供の未来

長谷川 響さん(小金中学校) 養 苗 千 尋さん (栗ケ沢中学校) 大橋実参なん(牧野原中学校)中山征人なん(第三中学校) 山 征 人 さん (第三中学校) かた渡 邉 優 花さん (栗ケ沢中学校) 井優希改(第二中学校) 田 朱 音さん (第六中学校) 前 真 子さん (第四中学校) 肖 家 春 佳さん (常盤平中学校) 教 野 小 夏さん (根木内中学校) 富田 結惟さん(六実中学校)

松戸市では、次代を担う中学生の皆さんから、今年度も「税について の作文」の募集を行いました。

これは、中学生の皆さんに税に対する正しい知識を持ってもらうために、 租税教室の開催と併せて、家庭・学校で学んだ税に関すること、マスコミ 報道で知った税の話題などをテーマとした作文を書くことにより、税に対 する理解を深めていただくことを目的として実施しています。

今年度は、市内22校から3,618点の応募がありました。この中から 厳正な審査の結果、市長賞をはじめ議長賞、教育委員会委員長賞、教育 長賞などの優秀作品15点を選考し、賞状および記念品を贈呈しました。

平成27年度も9月初旬に作品の募集を予定しています。市内の中学 生の皆さんからの応募をお待ちしています。